

むつ市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この収集方針は、むつ市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 資料の収集に係る基本方針は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の資料要求及び社会的動向が十分に反映されるよう配慮し、利用者の学習、教養、調査研究、実用等に資する資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、公共図書館としての社会的責任を果たすよう努める。
- (3) 資料の収集は、特定の政治、宗教、思想等に偏ることなく、公正かつ公平におこなうものとする。

(収集する資料の範囲及び種類)

第3条 収集する資料は次に掲げるもののうち、国内で発行されている各分野の広範囲なものとし、国外で出版されたものは必要に応じ収集する。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) 参考図書（レファレンス図書）
- (4) 地域資料、行政資料
- (5) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (6) 視聴覚資料（CD、DVD、マイクロフィルム等）
- (7) 録音図書、点字図書、大活字図書等
- (9) 非図書資料（地図、パンフレット等）
- (10) その他館長が適切と認めるもの。

(収集から除外する資料)

第4条 収集から除外する資料は次に掲げるものとする。

- (1) 暴力、犯罪、残虐性を助長し、又は、人権への配慮が欠如している、若しくは、性的表現が過激である資料

- (2) 形態、装丁が特殊な資料
- (3) 学習参考書、資格試験等問題集
- (4) 切取り、書込みが前提の資料
- (5) 特定の機関、個人及び団体を中傷又は宣伝する資料
- (6) その他館長が不適切と認める資料

令和2年2月14日制定